

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【公表番号】特表2009-539078(P2009-539078A)

【公表日】平成21年11月12日(2009.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-045

【出願番号】特願2009-512463(P2009-512463)

【国際特許分類】

G 01 N 35/00 (2006.01)

G 06 Q 50/00 (2006.01)

【F I】

G 01 N 35/00 A

G 06 F 17/60 1 2 6 E

G 06 F 17/60 1 2 6 H

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月10日(2010.5.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

実験室環境の中でサンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報を管理するシステムであって、

- サンプルに対して少なくとも1つのテストを実行するように構成された少なくとも1台の分析装置(20)と、

- データ交換のために少なくとも1台の分析装置(20)と接続された管理装置(10)であって、サンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報を保存し、要求に応じて表示し、予定された閾値に関してそれぞれの結果コンテキスト情報の少なくとも1つの項目の少なくとも1つの実際の数値を動的に制御し、所定の実行計画予定にしたがって実際の数値が予定された閾値に一致するとすぐに少なくとも1つの処置を開始するように構成される前記管理装置(10)と、

を備えるシステム。

【請求項2】

システムが、測定済みのサンプルを保管するように構成された少なくとも1台の後分析装置、および/または分析装置(20)のためにサンプルを準備するように構成された少なくとも1台の前分析装置をさらに備え、後分析装置および/または前分析装置がデータ交換のために管理装置(10)に接続されてなる請求項1記載のシステム。

【請求項3】

管理装置(10)が、管理装置(10)のデータベースの中に記憶されているサンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報へのアクセスを提供し、このようにしてユーザが患者に属する1つまたは複数のサンプルのサンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報を取り出すことができるようとするグラフィカルユーザインタフェースを備える請求項1記載のシステム。

【請求項4】

患者の1または2以上のサンプルの全サンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報を要求に応じて示すように構成された結果コンテキスト表示画面をさらに備える

請求項3記載のシステム。

【請求項5】

結果コンテキスト情報が、少なくともつぎの項目にかかわるサンプルテストに使用される試薬パッケージの試薬ロット番号、品質管理測定のために使用されるQC材料のQCロット番号、較正のために使用される較正器の較正器ロット番号を備える請求項1～4のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項6】

サンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報が、標準的なホストインターフェースを介して分析装置(20)から管理装置(10)に少なくとも部分的にアップロードされる請求項1記載のシステム。

【請求項7】

サンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報が、分析装置(20)から管理装置(10)へログファイルとして定期的に少なくとも部分的にアップロードされる請求項1記載のシステム

【請求項8】

管理装置(10)が、統合データビューのためにログファイルの中から適切な情報をフィルタにかける請求項7記載のシステム。

【請求項9】

結果コンテキスト情報の一部が、試薬パッケージ、QCパッケージ、較正器パッケージ上で利用可能な二次元バーコードのスキャൻを介して組み込まれ、管理装置(10)によって対応するサンプルテスト結果とリンクされる請求項1記載のシステム。

【請求項10】

管理装置(10)によって開始される少なくとも1つの処置が、所定の達成レベルに到達したことをユーザに知らせる信号である請求項1～9のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項11】

実験室環境の中でサンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報を管理する管理装置であって、管理装置(10)はサンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報を保存するためのデータベースと、サンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報を要求に応じて表示できる出力手段と、少なくとも1台の分析装置(20)からサンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報を受信できる接続手段と、予定された閾値に関してそれぞれの結果コンテキスト情報の少なくとも1つの項目の少なくとも1つの実際の数値を動的に制御し、所定の実行計画予定にしたがって実際の数値が予定された閾値に一致するとすぐに少なくとも1つの処置を開始できる手段とを備える管理装置。

【請求項12】

実験室環境の中でサンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報を管理する方法であって、

- 少なくとも1台の分析装置(20)によって少なくとも1つのサンプルに対し少なくとも1つのテストを実行する工程と、
- 少なくとも1台の分析装置(20)から、データ交換のために少なくとも1台の分析装置(20)に接続された管理装置(10)に対応するサンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報を転送する工程と、
- サンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報を記憶する工程と、
- サンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報を要求に応じて表示する工程と、
- 予定された閾値に関して、それぞれの結果コンテキスト情報の少なくとも1つの項目の少なくとも1つの実際の数値を動的に制御する工程と、
- 所定の実行計画予定にしたがって実際の数値が予定された閾値に一致する場合に少なくとも1つの処置を開始する工程と、

を含む方法。

【請求項 1 3】

サンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報がグラフィカルユーザインターフェースを介して要求に応じて表示される請求項1 2記載の方法。

【請求項 1 4】

結果コンテキスト情報が少なくとも以下の項目、つまり分析装置でのサンプルテストに使用される試薬パッケージの試薬ロット番号、分析装置でのサンプルテスト測定時に有効な全ての品質管理レベルのためのQC材料のQCロット番号、分析装置でのサンプルテスト測定時に有効な較正器の較正器ロット番号、較正器ステータス、および分析装置でのサンプルテスト測定時に有効な較正器曲線を含む請求項1 2または1 3記載の方法。

【請求項 1 5】

サンプルテスト結果およびそれぞれの結果コンテキスト情報が、分析装置(20)から管理装置(10)にログファイルとして定期的にアップロードされる請求項1 2記載の方法。

【請求項 1 6】

管理装置(10)が、統合データビューのためにログファイルの中から適切な情報をフィルタにかけている請求項1 5記載の方法。

【請求項 1 7】

結果コンテキスト情報の一部が、管理装置(10)によって対応するサンプルテスト結果とリンクされる二次元バーコードのスキャンを介して取り込まれる請求項1 2記載の方法。

【請求項 1 8】

管理装置(10)によって開始された少なくとも1つの処置が、所定の達成レベルに到達したことをユーザに知らせる信号として選ばれる請求項1 2～1 7のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 1 9】

コンピュータプログラムが請求項1 1記載の管理装置(10)の中に統合または結合される、コンピュータ上で実行されるときに、請求項1 2～1 8のいずれか1項に記載の方法を実施するために適したプログラムコードとともに、コンピュータプログラムがそこに記憶されるコンピュータプログラム製品。

【請求項 2 0】

コンピュータプログラムが請求項1 1記載の管理装置(10)の中に統合または結合されたコンピュータ上で実行されるときに、請求項1 2～1 8のいずれか1項に記載の方法を実施するために適切であるプログラムコード付きのコンピュータプログラム。

【請求項 2 1】

コンピュータプログラムがその上に記憶されたコンピュータ可読媒体であって、コンピュータプログラムが請求項1 1記載の管理装置(10)の中に統合または結合されたコンピュータ上で実行されるときに、請求項1 2～1 8のいずれか1項に記載の方法を実施するために適したプログラムコードを備えるコンピュータプログラム。